

議第31号

樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
 樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和7年3月3日提出

提出者	樫原市議会議員	矢 追 も と
賛成者	樫原市議会議員	今 井 り か
〃	〃	森 前 美 和
〃	〃	竹 森 衛
〃	〃	谷 井 宰
〃	〃	石井ひとあき
〃	〃	井上まさき
〃	〃	森 本 え み
〃	〃	細 川 佳 秀

樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年樫原市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（費用弁償） 第4条 議員がその職務のため旅行したときは、 <u>別表に定める額を費用弁償として</u> 支給する。 2 前項に定めるもののほか、議員に支給する費用弁償の支給方法その他については、本市の一般職の職員に支給する旅費の例による。	（費用弁償） 第4条 議員がその職務のため旅行したときは、 <u>当該議員に対し費用弁償を</u> 支給する。 2 前項に定めるもののほか、議員に支給する費用弁償の支給方法その他については、本市の一般職の職員に支給する旅費の例による。 <u>ただし、樫原市の一般職の職員等の旅費</u>

改 正 前			改 正 後	
別表（第4条関係）			<u>に関する条例（昭和31年樺原市条例第29号）第18条第1項に規定する宿泊費の基準額については、別表に定める額による。</u>	
			別表（第4条関係）	
			<u>宿泊費基準額</u>	
<u>車賃（1キロメートルにつき）</u>	<u>日当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>	<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額（1夜につき）</u>
<u>37円</u>	<u>3,000円</u>	<u>14,800円</u>	北海道	<u>18,000円</u>
			青森県	<u>15,000円</u>
			岩手県	<u>13,000円</u>
			宮城県	<u>14,000円</u>
			秋田県	<u>15,000円</u>
			山形県	<u>14,000円</u>
			福島県	<u>11,000円</u>
			茨城県	<u>15,000円</u>
			栃木県	<u>14,000円</u>
			群馬県	<u>14,000円</u>
			埼玉県	<u>27,000円</u>
			千葉県	<u>24,000円</u>
			東京都	<u>27,000円</u>
			神奈川県	<u>22,000円</u>
			新潟県	<u>22,000円</u>
			富山県	<u>15,000円</u>
			石川県	<u>13,000円</u>

改正前	改正後	
	<u>福井県</u>	14,000円
	<u>山梨県</u>	17,000円
	<u>長野県</u>	15,000円
	<u>岐阜県</u>	18,000円
	<u>静岡県</u>	13,000円
	<u>愛知県</u>	15,000円
	<u>三重県</u>	13,000円
	<u>滋賀県</u>	15,000円
	<u>京都府</u>	27,000円
	<u>大阪府</u>	18,000円
	<u>兵庫県</u>	17,000円
	<u>奈良県</u>	15,000円
	<u>和歌山県</u>	15,000円
	<u>鳥取県</u>	11,000円
	<u>島根県</u>	13,000円
	<u>岡山県</u>	14,000円
	<u>広島県</u>	18,000円
	<u>山口県</u>	11,000円
	<u>徳島県</u>	14,000円
	<u>香川県</u>	21,000円
	<u>愛媛県</u>	14,000円
	<u>高知県</u>	15,000円

改 正 前		改 正 後	
	<u>福岡県</u>		<u>25,000円</u>
	<u>佐賀県</u>		<u>15,000円</u>
	<u>長崎県</u>		<u>15,000円</u>
	<u>熊本県</u>		<u>20,000円</u>
	<u>大分県</u>		<u>15,000円</u>
	<u>宮崎県</u>		<u>17,000円</u>
	<u>鹿児島県</u>		<u>17,000円</u>
	<u>沖縄県</u>		<u>15,000円</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(橿原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 改正後の橿原市議会議員の議員報酬等に関する条例第4条の規定は、施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

理由 国家公務員及び本市職員の旅費制度の改正に伴い、制度上の権衡を保つため、本市議会議員に対して支給される費用弁償について所要の改正を行うもの